

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和7年4月1日時点)

所管局：都民安全総合対策本部

機関名称	東京都青少年健全育成審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都青少年の健全な育成に関する条例第19条
設置年月日	1964-10-01
機関の目的 ・所掌内容	知事が優良な図書類等を推奨し、または不健全な図書類等を指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするとき意見を聞く機関
委員数	20名 (うち、女性委員数 8名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	図書発行業者等の名誉・利益を害する場合がある。また、指定前の8条指定図書の駆け込み購入等をあおることになる。
議事録公開	公開
議事録非公開理由	図書発行業者等の名誉・利益を害する場合がある。
備考	
HPのURL	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/kai_gi/jakunen-shien/kenzensin/index.html
問い合わせ先	都民安全総合対策本部 総合推進部 若年支援事業課 電話番号：03-5388-3172